

平成22年7月1日

反社会的勢力の排除に向けた取組みの強化について

札幌信用金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針」（平成21年2月3日制定）に則り、反社会的勢力との関係遮断・解消に取り組んでおりますが、その取組みを一層強化するため、下記のとおり預金規定等に「反社会的勢力排除条項」を導入することとなりましたのでお知らせいたします。

一層の取組み強化にあたり、お客さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 反社会的勢力排除条項を導入する規定

普通預金、当座預金をはじめとする各種預金および貸金庫等

2. 「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の制定

- ① 普通預金、当座預金をはじめとする各種預金および貸金庫等の取引をお申込の際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し確約していただきます。
- ② 万が一、表明し確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、お取引の停止や解約の対象となります。
- ③ また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合は、お取引の停止や解約の対象となります。

3. 取扱開始日

平成22年7月1日（木）

4. お客さまに対するお知らせ

- ① 各営業店の店頭で反社会的勢力排除条項の導入についてのポスターを掲示します。
- ② ホームページに取組みの内容を掲示します。
- ③ 改定後の規定をご希望の場合は、各営業店の店頭にお申出ください。

以上

札幌信用金庫

SAPPORO SHINKIN